

令和5年度第8回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和5年11月9日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和5年度第8回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和5年11月9日(木) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和5年11月9日(木) 午後3時00分

4. 出席農業委員(10名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
4番	浅井弘志	5番	蛭沢清子
6番	小野寺正八	7番	鶴ヶ崎勝也
9番	蛭名修二	10番	蛭名勲
14番	藤井久	15番	沼尾幸一

5. 欠席農業委員(5名)

3番	沼尾京子	8番	中野一男
11番	久保田正一	12番	甲地俊隆
13番	甲地武彦		

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

旭町	蛭名香織	漆玉	岡山伴樹
表町	山田昭二	土橋	土井文隆

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

小川原 市川裕美

8. 会議に付した案件

- 報告第19号 農地の転用事実に関する照会について
報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下げについて
議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第32号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

2番 竹内勝子 15番 沼尾幸一

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 竹内恒幸 事務局主査 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 乙供信博

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。
「こんにちは」、着席願います。
只今から、10月31日に招集通知しました第8回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、10名で定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。
本日、3番 沼尾京子 委員、8番 中野一男 委員、
11番久保田正一 委員、12番 甲地俊隆 委員、13番
甲地武彦 委員より会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告3件、議案3件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、2番 竹内勝子 委員、15番 沼尾幸一
委員を指名いたします。
なお、書記には、乙供副参事を任命いたします。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議長 日程第3 報告第19号 農地の転用事実に関する照会について
議題とします。
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。
報告第19号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するも
のです。
なお、現地確認は、11月2日、農業委員1名中野一男 委員及
び農地利用最適化推進委員1名土井文隆 委員と事務局職員2名
により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否か確認して
います。

2ページをお開きください。
受付番号31から35番、5件について説明いたします。
(受付番号31から35番、5件、朗読説明省略)
以上5件です。

議長 只今、事務局より報告第19号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第19号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第4 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定により届出書の受理について議題とします。
事務局より、朗読及び説明を願います。

事務局長 4ページをお開きください。
報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について別紙のとおり、届出書を受理したので報告するものです。

5ページをお開きください。
受付番号55から65番、11件について説明いたします。
(受付番号55から65番、11件、朗読説明省略)
以上11件です。

議長 只今、事務局より報告第20号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

14番 事務局長の説明の中で、例えば㎡数のうち一部分は宅地の部分だけですが、ここに現れない数字がこの相続した土地の中に入らなくてもいいのですか。
藤井久委員

事務局長 相続する土地に関しては、宅地もあれば農地もございしますが、農地の中に宅地部分が含まれている場合、宅地部分を分筆かけるのが通常ですが、分筆が進んでない状況で相続の届出が上がってくる場合もあります。

そのような場合、例えば100㎡のうちの20㎡が宅地で80㎡が農地という届出内容で受けているものに関しては、内表示という表現をしています。

議長 その他、質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第20号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第5 報告第21号 農地法第5条第1項の規定による許

議長 可申請書の取下げについて議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 9ページをお開きください。
報告第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の
取下げについて、別紙のとおり取下げ願が受理されたので報告する
ものです。
10ページをお開きください。
受付番号1番、1件について説明いたします。
(受付番号1番、1件、朗読説明省略)
以上、取下げ願1件です。

議長 只今、事務局より報告第21号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

10番 以前の総会で転用許可して今工事している場所だと思いますが、
蛭名勲委員 その場所よろしいですか。

事務局長 流れを説明しますと一旦、農地転用の申請が上がった訳ですが、
それを受理して県に提出したところ、県の構造政策課から申請面積
が1,811㎡で、パネルの合計面積の建ぺい率がかなり低いため、
もう少し有効的な面積で利用してくださいということで、パネルを
増やすことはできませんかという宿題が出たのですが、申請者の方
から来た回答が経済産業省からの許可が当初の面積であり、経済産
業省からの許可面積を変更するとなると半年なり1年の期間がか
かるということで、そのために契約内容について契約時期の見直し
をするため、取り下げしたいということでございます。

10番 経済産業省の許可を得ていて、県が計画を見直しするよう要請し
蛭名勲委員 てきたと言うことですかね。

事務局長 そのとおりです。

10番 地元の意見が強いという事ですかね。それと、実際のところ工事
蛭名勲委員 は進んでいますよね？そこはどうなっていますか。

議長 ここで暫時休憩します。

．．．．．暫時休憩中．．．．．

議 長 休憩を解いて会議を再開します。

議 長 その他、質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、報告第21号は、原案のとおり報告済といたします。

議 長 日程第6 議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。

議 長 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 11ページをお開きください。

議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり(1)所有権移転3件の許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

事務局長 12ページをお開き下さい。

受付番号21から23番、3件について説明いたします。

(受付番号21から23番、3件、議案朗読説明省略)

以上、所有権移転3件です。

議 長 只今、事務局より議案第30号の朗読及び説明がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、議案第30号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 日程第7 議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について議題とします。

事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 14ページをお開きください。
議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので県知事に送付するための意見を求めるもので(3)使用貸借権の設定1件について現地調査が行われております。

事務局長 それでは、議案の説明をいたします。
15ページをお開きください。
受付番号3番、1件について説明いたします。
(受付番号3番、1件、議案朗読説明省略)
以上、使用貸借権の設定1件です。

議長 只今、事務局より議案第31号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので、現地調査の報告をお願いいたします。

8番 議案第31号の現地調査の報告をいたします。
中野一男 (別紙、説明朗読省略)
委員 以上、報告いたします。

議長 只今、事務局より議案第31号の朗読、説明及び中野委員から現地調査の報告がありましたが、ご質疑等ありませんか。

7番 申請農地の奥の方には、土留めがされていないと思いましたが。
鶴ヶ崎勝也
委員

事務局長 17ページの配置図の上の方にあるこちらの土地でしょうか。

7番 申請地は、工事でおそらく土盛りを思うのですが隣が水田
鶴ヶ崎勝也 で現状作付けが行われている農地ですので手前の宅地は、ちゃんと
委員 土留めされ綺麗に整地がされていますが、奥の方の申請地は、どのように施工するのか、地図上で全然見えてこないの申請地は、許可を出していいものなのかという判断はできません。

事務局長　　この申請地の奥の方については、17ページの配置図の隣地境界線にL型側溝を入れさせる施工法で実施させた方がいいですか。

7番
鶴ヶ崎勝也
委員　　実施させる強制力があるか、どうかわからないが、取りあえず隣の家に対して影響を及ぼさないようにL型側溝を入れさせるのが最適です。要は法勾配をとって、ちゃんと整地をして欲しいということです。

奥が改良区の排水路となっているので、それらに浄化槽からの処理水が流出することに対し、改良区の排水路を使用する使用許可書の提出についての指導をお願いします。

議　　長　　ここで暫時休憩します。

．．．．．暫時休憩中．．．．．

議　　長　　休憩を解いて会議を再開します。
議案第31号について許可することに、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議　　長　　質疑なしと認め、議案第31号は原案の通り許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付します。

議　　長　　日程第8　議案第32号　東北町農用地利用集積計画の決定について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長　　18ページをお開きください。
議案第32号　東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

19ページをお開きください。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。

20ページをお開きください。

これらの記載内容は、公益社団法人あおもり農業支援センターによる農地中間管理機構の事業となります。

事務局長 最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書
(2) 使用貸借権の設定の受付番号76から80番、5件について
説明いたします。

(受付番号76から80番、5件、議案朗読説明省略)

以上、使用貸借権の設定5件であります。

24ページをお開きください。

農地売買等事業による所有権の移転について、8番、1件について
説明をいたします。

(受付番号8番、1件、議案朗読説明省略)

以上、農地売買等事業による所有権の移転1件であります。

議長 只今、事務局より説明が終わりました。
本案についてご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議案第32号は、原案のとおり承認することに
決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
第8回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

———— 閉会 午後3時00分 ————